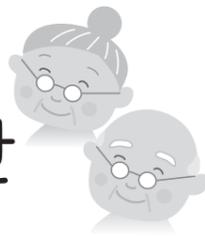


# 平成28年度の 後期高齢者医療保険料のお知らせ



## 保険料の額 保険料(1人当たり)の計算方法

均等割額 47,900円	+	所得割額 ※1 (課税所得) × 9.26%(所得割率)	=	保険料 上限57万円(年額)
-----------------	---	------------------------------------	---	-------------------

※1. 課税所得…前年の所得(年金や個人事業などの収入から、その収入を得るために必要とした経費〔年金の場合は年金所得控除〕を差し引いた額)から、基礎控除33万円を差し引いた額。

## 保険料の軽減

### ①均等割額の軽減

軽減割合	世帯(世帯主と被保険者)の総所得金額など
9割	33万円を超えない世帯で、被保険者全員が年金収入80万円以下(その他各種所得がない場合)
8.5割	33万円を超えない世帯 被保険者全員が年金収入80万円以下でも、その他各種所得があり33万円を超えない世帯
5割	[33万円+26.5万円×被保険者数]を超えない世帯
2割	[33万円+48万円×被保険者数]を超えない世帯

②所得割額の軽減…総所得金額などが91万円以下の人は、所得割額を一律5割軽減します。

③社会保険の被扶養者軽減の継続…後期高齢者医療制度に加入する前日に社会保険などの被扶養者になっていた人は、引き続き保険料の均等割額が9割軽減されます。

※所得の申告を忘れずに!!…保険料を正しく算定するために、本人または同じ世帯の人で、収入がない場合や障害年金・遺族年金受給者の場合であっても、申告が必要です。申告がないと、保険料が軽減されないほか、食事代の減免や高額療養費の限度額で本来の自己負担区分の適用ができないなど、不利益が生じる場合があります。

## 保険料の納付は

保険料の納付は、年金からの差し引き(特別徴収)または納付書や口座振替、納税組合を通じての納付(普通徴収)になります。

7月中旬(7月1日以降に75歳になる人には誕生月の翌月)に、保険料額通知書を郵送します。特別徴収の開始時期や普通徴収の仮徴収は、次のとおりです。

◆特別徴収=徴収開始が平成28年4~6月の人は4月中旬、8月以降の人は7月中旬に特別徴収開始通知書を送付します。同年2月に徴収された人は、4・6・8月に同額を徴収します。

◆普通徴収=平成28年2月に特別徴収されていない人や、平成27年12月3日~同28年2月29日までに75歳になった人へは、6月中旬に暫定賦課保険料額を通知します。

※特別徴収が原則ですが、申し出により口座振替へ変更ができます。金融機関での手続き後に渡される口座振替開始依頼書の控え、後期高齢者医療被保険者証、印かんを持参し、本庁・国保年金課または各支所で申請してください。

【問い合わせ先】本庁・国保年金課/熊本県後期高齢者医療広域連合 ☎096(368)6511



輝く

“魅せる太鼓”で  
地域を盛り上げたい

脇島 猛憲<sup>たけのり</sup>さん

(御所浦町御所浦・57歳)

「嵐口春日太鼓保存会」の代表。日本太鼓連盟公認指導員の資格を取得し指導に力を入れるかわら、みずからも演奏を披露する。元日の午前0時に太鼓の演奏で新年を迎える「年越しライブ」は、地元の風物詩として定着しているほか、市内外の催しでも演奏を行っている。

同保存会は、平成元年に嵐口地区の有志で発足。「地元の祭りに太鼓がなかったのが、太鼓を取り入れてもっと盛り上げたいと思いました」と、脇島さん。子どもたちの精神面の成長を手助けしたいという思いもあったという。

太鼓の知識も経験もなかったが、九州各地の太鼓を見よう見まねで学び、作曲まで手がけるようになった。同保存会で演奏する曲は、漁師の1日や船の音をイメージした「夜明け」など自作2曲を含む10曲。「今年の祭りもおかげでにぎわってよかった」感動して涙が出た「などの声ややりがいで、長年続けてこられました」と、ほほえむ。

現在は、小学生など22人が所属。週2回の練習では、みずからもバチを握り手本を披露。発足時の教え子も指導を手伝うなど、頼もしい後継者もできた。「しっかりとバチを握って構えるという基本を徹底し、周りリズムを合わせて真剣にたくことで「魅せる太鼓」にしたい。そして、大勢の前で演奏することで、度胸をつけさせたいです」と熱意を語る。

「うでを振れる限り続ける。これからも地域を盛り上げていきたいですね」。脇島さんはこれからも、地域と子どもたちのために活動を続ける。